

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

第 6 条に基づく部落差別の実態に係る調査について

趣旨

- ・平成 28 年 12 月、部落差別解消推進法が議員立法によって成立し施行された。
- ・部落差別を解消するために、国及び地方公共団体は、相談体制の充実、必要な教育・啓発の実施をすべきとされている。
- ・それらの施策を実施するために、同法第 6 条では、「国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査」を行うべきと定められた。
- ・本件調査は、国が法律に基づき実施する調査であり、本市が調査に協力する。

法律第 6 条に基づく調査

- ・法務省で有識者会議を開き、次の 4 項目の調査が決定された。
 - 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例調査
 - 教育委員会を含む地方公共団体が把握する差別事例の調査
 - インターネット上の部落差別に関する調査
 - 一般国民に対する意識調査

今回実施する調査

- ・上記 「教育委員会を含む地方公共団体が把握する差別事例の調査」の調査は各地方方法務局が行う。
及び については未定。情報なし。

調査について

- ・調査への回答に当たっては、部落差別解消推進法の附帯決議の趣旨を踏まえ、個人や地域が特定されることのないよう十分に配慮する。
- ・調査は、地方公共団体(市長部局)が回答するものと、教育委員会が回答するものの 2 種類。

調査内容

- ・調査内容は、平成 25 年 1 月～平成 29 年 12 月 31 日までの 5 年間に、市町村が、部落差別に関する被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告を通じて把握した差別事例(「相談等」)を、各暦年別、項目別に件数を回答する形式や、一部記述回答形式の全 12 問となっている。

なお、調査結果の公表は前述の ~ の全調査を終えてから公表される。公表時期については未定。